

新潟市地域公共交通会議東区分科会設置要領

(目的)

第1条 新潟市地域公共交通会議東区分科会（以下「分科会」という。）は、新潟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に必要な事項の処理に当たり、東区の実情に即した具体的な協議を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 分科会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 東区の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 分科会の運営方法その他分科会が必要と認める事項

(分科会の構成員)

第3条 分科会の委員は別表1に掲げる者とする。

- 2 分科会は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて関係者を招集し意見を聞くことができる。

(分科会の運営)

第4条 分科会に会長及び副会長をおく。

- 2 会長は新潟市東区地域課長を、副会長は国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局運輸企画専門官をもって充てる。
- 3 会長は分科会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。
- 5 会長は分科会の招集に際し、委員のうち当該協議事項に関係しないものについては出席を求めないものとする。
- 6 分科会は原則として公開とする。
- 7 分科会の庶務は、新潟市東区役所地域課において処理する。

(協議内容の報告)

第5条 分科会の会長は、協議内容について交通会議へ報告するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、会長が分科会に諮り定める。

(附則)

この要領は平成19年1月25日から施行する。

(附則)

この要領は平成20年1月30日から施行する。

(附則)

この要領は平成21年1月29日から施行する。

(附則)

この要領は平成22年1月29日から施行する。

別表1

新潟市東区地域課長

新潟交通株式会社担当課長

新潟交通観光バス株式会社担当課長

新潟市ハイヤー・タクシー協会専務理事

新潟市東区自治協議会委員（2名）

国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局運輸企画専門官(輸送・監査担当)

新潟東警察署交通課長

江南警察署交通課長

新潟市東区建設課長

新潟市石山出張所長